



島根県報

平成24年 7 月 27 日 (金)

号外 第 114 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 2

【病院局規程】

島根県病院局職員就業規程の一部改正 2

【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇
に関する規則の一部を改正する規則 2

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県企業局管理規程第10号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第15号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しやう}血幹細胞移植のための末梢^{しやう}血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{しやう}血幹細胞移植のため末梢^{しやう}血幹細胞を」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第10号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月27日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表第15号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しやう}血幹細胞移植のための末梢^{しやう}血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{しやう}血幹細胞移植のため末梢^{しやう}血幹細胞を」に改める。

附 則

この規程は、平成24年 7 月27日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第22号

職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

（職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第1条 職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第15号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しやう}血幹細胞移植のための末梢^{しやう}血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{しやう}血幹細胞移植のため末梢^{しやう}血幹細胞を」に改める。

（県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第2条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第15号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢^{しょう}血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のため末梢^{しょう}血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。